

2022年12月14日

各 位

会 社 名 株式会社ギックス
代表者名 代表取締役 CEO 網野 知博
(コード：9219 東証グロース)
問合せ先 管理本部長 加部東 大悟
(TEL. 03-3452-1221)

当社の従業員に対する新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて無償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社従業員が当社の企業価値最大化に対する決意及び士気を高めるため、当社の従業員を対象に、税制適格ストック・オプションを無償にて発行するものであります。今回は各従業員の業績、貢献度の評価に基づき、当社の従業員及び当社子会社の役員並びに従業員（以下「当社従業員ら」という）19名を対象に税制適格ストック・オプションを発行する予定です。なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は150,000株であり、最大で2.7%の希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は割当対象者となる当社従業員らの当社の長期的成長に対する貢献意欲の増加につながり、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化の影響は合理的なものであると考えております。

2. 発行要項

(1) 新株予約権の名称

株式会社ギックス第4回新株予約権

(2) 新株予約権の総数

1,500個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式

(4) 新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式において調整されるも

のとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本件新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

本件新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式150,000株とする。ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する本件新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本件新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記(1)に定める付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日における東京証券取引所の当社株式の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値。）とする。

本件新株予約権の割当日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下に従い行使価額の調整を行う。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 本件新株予約権の割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2027年12月29日から2032年12月14日（権利行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
本件新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権の行使の条件
- ① 各本件新株予約権1個の一部行使は認めない。
 - ② 本件新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、顧問、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職または当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - ③ 新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。
 - ④ 本件新株予約権又は新株予約権者について下記(11)に定める取得事由が生じた本件新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ⑤ その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ギックス第4回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (11) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が発生した場合において、当社が取締役会決議により別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が有する本件新株予約権の全部を無償で取得する。
 - (i) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - (ii) 当社と競合する業務を営む法人その他の団体を直接若しくは間接に設立するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による承認を得た場合を除く。）
 - (iii) 当社、当社の子会社又は当社の関連会社以外の法人その他の団体の役員、使用人、顧問、コンサルタント、アドバイザー若しくはこれらに類する地位に就任若しくは就職した場合（ただし、当社の書面による承認を得た場合を除く。）
 - (iv) 法令違反その他不正行為により、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の信用を損ねた場合
 - (v) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - (vi) 犯罪その他の不正行為に関与し、又は、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (vii) 自己に適用される当社、当社の子会社又は当社の関連会社の就業規則に定める懲戒事由に

該当し、又は、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の就業規則に基づき懲戒解雇若しくは諭旨退職の処分を受けた場合

(viii) 職務上知り得た情報につき、機密情報として厳にその秘密を保持することを怠り、第三者のためにこれを使用し、又は、第三者に対して開示、漏洩若しくは公表した場合

- ③ 新株予約権者が上記(10)の②乃至④の規定により、本件新株予約権を行使することができなくなった場合において、当社が取締役会決議により別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が有する本件新株予約権の全部を無償で取得する。

- (12) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

- (13) 新株予約権の行使受付場所

当社管理本部

- (14) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

本件新株予約権の行使の際の払込取扱場所

(所在地) 東京都品川区上大崎3丁目1-1

(名称) 株式会社みずほ銀行目黒支店

またはその業務を承継する銀行もしくはその部署

(なお、行使価額の支払いは当社が指定する口座に対する振込みの方法による。)

- (15) 第4回新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

- (16) 第4回新株予約権の割当日

2022年12月29日(木曜日)

- (17) 新株予約権証券の不発行

当社は、本件新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。